# 国民健康保険被保険者証 の 更新時期 です

国民健康保険に加入している方は、国民健康保険被保険者証(保 険証)の有効期限が**令和4年7月31日**となっています。

8月からご使用いただく保険証は、7月末までに簡易書留で郵送し ます。お手元に届きましたら保険証の記載内容を確認してください。

※令和5年7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日まで が保険証の有効期限となっています。75歳になると後期高齢 者医療保険に加入となるため、誕生月の前月に後期高齢者医 療保険被保険者証が郵送されます。



安い!安心!ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置 費用の一部を補助しています。

### ▶補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	384,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合 (二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部(限度額 90,000円/基)を補助します。

※既設の単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部(限度額300,000円/ 基)を補助します。

※令和4年度より、県の森林湖沼環境税活用事業による上乗せ補助が廃止になりました。

### ▶受付期間

7月15日(金)~8月31日(水)

午前8時30分~午後5時15分(閉庁日を除く)

### ▶申込できる方

茨城町に住民登録のある方で、公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和 5年2月末までに専用住宅(小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上である こと)に高度処理型合併処理浄化槽(N型)の設置補助事業が完了できる方。

ただし次の場合は補助対象となりません。

- 1. 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- 2. 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- 3. 町税等を滞納している場合
- 4. 住宅を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- 5. 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

### ▶申込方法

下水道課窓口(1階10番窓口)へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置 する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しください。

- ※1 応募者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承願います。
- ※2 国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128 (直通)

## 適用期間が延長されました

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者 (給与をもらっている)の方への傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため勤務することができなかった期間(一定の 要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

※ただし、休職中に勤務先から給与等の支払いがある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制 限されます。

- ▶**対 象** 下記の(1)から(4)までの全てに該当する方
  - (1) 勤務先から給与等の支払いを受けている茨城町国民健康保険または後期高齢者医療保険の 被保険者 ※青色事業専従者及び白色事業専従者を含む
  - (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状によりその感染の疑いがあり、 療養のために勤務することができなかった期間がある
  - (3) (2)の期間について給与の全額または一部が支払われない
  - (4) (2)の期間が3日以上連続しており、4日目以降が令和2年1月1日から令和4年9月30日まで の間である
- ▶ **支給額** 「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数]×3分の2×日数
  - ※勤務先の証明が必要となります。
  - ※日数とは、勤務することができなくなった日から起算して、連続した3日を経過した日以降 で勤務を予定していた日数です。
- **▶適用期間** 令和2年1月1日~令和4年9月30日

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

▶**申請方法** 所定の申請書を保険課に提出してください。

詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

# 新型コロナウイルス感染症による 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯に対して、国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料・介護保険料を免除または減額する制度があります。

### 対 象

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件に全 て該当する世帯の方
- ① 事業収入等(事業、不動産、山林または給与収入)のいずれかの減少額が、前年のその収入の3 割以上であること
- ② 前年合計所得額が1.000万円以下であること ※介護保険料については、要件に含みません。
- ③ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること

詳細は、下記までお問い合わせください。

### 【問合せ先】

国民健康保険・後期高齢者医療保険について 介護保険について

保険課

☎ 029-240-7113 (直通)

長寿福祉課 2029-291-8407 (直通)